

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年7月2日
【会社名】	株式会社東京TYフィナンシャルグループ
【英訳名】	Tokyo TY Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柿崎 昭裕
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿五丁目9番2号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	株式会社東京都民銀行 財務部長 城戸 洋典 株式会社八千代銀行 経営企画部長 安田 信幸
【最寄りの連絡場所】	株式会社東京都民銀行 東京都港区六本木二丁目3番11号 株式会社八千代銀行 東京都新宿区新宿五丁目9番2号
【電話番号】	株式会社東京都民銀行 (03) 3582 - 8251 (大代表) 株式会社八千代銀行 (03) 3352 - 2271 (大代表)
【事務連絡者氏名】	株式会社東京都民銀行 財務部長 城戸 洋典 株式会社八千代銀行 経営企画部長 安田 信幸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	176,041百万円 (注) 本訂正届出書提出日において未確定であるため、株式会社東京都民銀行(以下、「東京都民銀行」といいます。)及び株式会社八千代銀行(以下、「八千代銀行」といいます。東京都民銀行及び八千代銀行を併せて以下、「両行」といいます。)の平成26年3月31日現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年6月9日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、平成26年6月27日に開催された両行それぞれの定時株主総会及び東京都民銀行の普通株主による種類株主総会において株式移転計画が承認されたこと、平成26年6月27日に両行それぞれの有価証券報告書が提出されたこと及び平成26年7月2日に両行それぞれの臨時報告書が提出されたことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。また、両行それぞれの定時株主総会議事録及び東京都民銀行の普通株主による種類株主総会に係る株主総会議事録の写しを添付書類として追加いたします。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

1 組織再編成の目的等

3 組織再編成に係る契約

6 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

7 組織再編成に関する手続

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第2 事業の状況

1 業績等の概要

3 対処すべき課題

5 経営上の重要な契約等

6 研究開発活動

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

2 主要な設備の状況

第4 提出会社の状況

5 役員の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

（添付書類の追加）

東京都民銀行の定時株主総会議事録及び普通株主による種類株主総会議事録の写し

八千代銀行の定時株主総会議事録の写し

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	29,225,724株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。(注)4、5

(注)1 普通株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、平成26年5月2日に開催された両行の取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、株主総会への付議）、平成26年6月27日に開催予定の両行の各定時株主総会の各特別決議（株式移転計画の承認）及び同日に開催予定の東京都民銀行の普通株式の株主による種類株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定であります。

2～5 省略

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	29,225,724株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。(注)4、5

(注)1 普通株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、平成26年5月2日に開催された両行の取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、株主総会への付議）、平成26年6月27日に開催された両行の各定時株主総会の各特別決議（株式移転計画の承認）及び同日に開催された東京都民銀行の普通株式の株主による種類株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定であります。

2～5 省略

第二部【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1【組織再編成(公開買付け)の概要】

1【組織再編成の目的等】

(訂正前)

(1) 省略

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係
提出会社の企業集団の概要

ア 提出会社の概要

(1) 商号	株式会社東京TYフィナンシャルグループ (英文表示 : Tokyo TY Financial Group, Inc.)
(2) 事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯する一切の業務
(3) 本店所在地	東京都新宿区新宿五丁目9番2号
(4) 代表者及び役員 の就任予定	<p>代表取締役会長 酒井 勲 (現 八千代銀行 取締役頭取) 代表取締役社長 柿崎 昭裕 (現 東京都民銀行 取締役頭取) 取締役 小林 功 (現 東京都民銀行 取締役会長) 取締役 高橋 一之 (現 八千代銀行 専務取締役) 取締役 田原 宏和 (現 八千代銀行 専務取締役) 取締役 坂本 隆 (現 東京都民銀行 専務取締役) 取締役 味岡 桂三 (現 東京都民銀行 常務取締役) 取締役 鈴木 健二 (現 八千代銀行 常務取締役) 取締役 佐藤 明夫 (現 東京都民銀行 社外監査役) 取締役 三浦 隆治 (現 八千代銀行 社外監査役)</p> <p>監査役 多田 和則 (現 八千代銀行 監査役) 監査役 片山 寧彦 (現 東京都民銀行 監査役) 監査役 稲葉 喜子 (現 はやぶさ監査法人 公認会計士) 監査役 東道 佳代 (現 光和総合法律事務所 弁護士 職務上の氏名 黒澤 佳代)</p> <p>補欠監査役 遠藤 賢治 (現 遠藤法律事務所 弁護士) (監査役 稲葉 喜子の補欠監査役) 補欠監査役 宮村 百合子 (現 辻・本郷税理士法人 税理士) (監査役 東道 佳代の補欠監査役)</p>
(5) 資本金	20,000百万円
(6) 純資産(連結)	現時点では確定していません。
(7) 総資産(連結)	現時点では確定していません。
(8) 決算期	3月31日

(注) 1 取締役 佐藤 明夫、三浦 隆治は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2 監査役 稲葉 喜子、東道 佳代は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

イ 提出会社の企業集団の概要

中略

当社設立後の、当社と両行の状況は以下の通りであります。

両行は、両行の株主総会による承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、平成26年10月1日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

後略

(訂正後)

(1) 省略

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係
提出会社の企業集団の概要

ア 提出会社の概要

(1) 商号	株式会社東京TYフィナンシャルグループ (英文表示 : Tokyo TY Financial Group, Inc.)
(2) 事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯する一切の業務
(3) 本店所在地	東京都新宿区新宿五丁目9番2号
(4) 代表者及び役員 の就任予定	<p>代表取締役会長 酒井 勲 (現 八千代銀行 取締役頭取) 代表取締役社長 柿崎 昭裕 (現 東京都民銀行 取締役頭取) 取締役 小林 功 (現 東京都民銀行 相談役) 取締役 高橋 一之 (現 八千代銀行 専務取締役) 取締役 田原 宏和 (現 八千代銀行 専務取締役) 取締役 坂本 隆 (現 東京都民銀行 取締役副頭取) 取締役 味岡 桂三 (現 東京都民銀行 専務取締役) 取締役 鈴木 健二 (現 八千代銀行 常務取締役) 取締役 佐藤 明夫 (前 東京都民銀行 社外監査役) 取締役 三浦 隆治 (現 八千代銀行 社外取締役)</p> <p>監査役 多田 和則 (前 八千代銀行 監査役) 監査役 片山 寧彦 (前 東京都民銀行 監査役) 監査役 稲葉 喜子 (現 八千代銀行 社外監査役) 監査役 東道 佳代 (現 光和総合法律事務所 弁護士 職務上の氏名 黒澤 佳代)</p> <p>補欠監査役 遠藤 賢治 (現 遠藤法律事務所 弁護士) (監査役 稲葉 喜子の補欠監査役) 補欠監査役 宮村 百合子 (現 辻・本郷税理士法人 税理士) (監査役 東道 佳代の補欠監査役)</p>
(5) 資本金	20,000百万円
(6) 純資産(連結)	現時点では確定していません。
(7) 総資産(連結)	現時点では確定していません。
(8) 決算期	3月31日

(注) 1 取締役 佐藤 明夫、三浦 隆治は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2 監査役 稲葉 喜子、東道 佳代は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

イ 提出会社の企業集団の概要

中略

当社設立後の、当社と両行の状況は以下の通りであります。

両行は、平成26年6月27日に開催された両行の株主総会により得られた承認に加え、関係当局の許認可等を得られることを前提として、平成26年10月1日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

後略

3【組織再編成に係る契約】

（訂正前）

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

両行は、両行の株主総会による承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、平成26年10月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両行を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成26年5月2日の両行取締役会において作成いたしました。また、両行は、同日付で、共同株式移転の方法により両行の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する経営統合契約書を締結しております。

本株式移転計画に基づき、東京都民銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式0.37株を、八千代銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、それぞれ割当交付いたします。本株式移転計画においては、平成26年6月27日に開催される予定の東京都民銀行の定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会、同日に開催される予定の八千代銀行の定時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるとしてあります。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

(2) 省略

（訂正後）

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

両行は、両行の株主総会による承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、平成26年10月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両行を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成26年5月2日の両行取締役会において作成いたしました。また、両行は、同日付で、共同株式移転の方法により両行の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する経営統合契約書を締結しております。

本株式移転計画に基づき、東京都民銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式0.37株を、八千代銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、それぞれ割当交付いたします。本株式移転計画に定めるところにより、平成26年6月27日に開催された東京都民銀行の定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会、同日に開催された八千代銀行の定時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が行われております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

(2) 省略

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

（訂正前）

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

東京都民銀行

東京都民銀行の普通株式の株主が、その有する東京都民銀行の普通株式につき、東京都民銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年6月27日開催予定の定時株主総会及び東京都民銀行の普通株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を東京都民銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会及び種類株主総会において本株式移転に反対し、東京都民銀行が、上記定時株主総会及び種類株主総会の決議の日（平成26年6月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

八千代銀行

八千代銀行の普通株式の株主が、その有する八千代銀行の普通株式につき、八千代銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年6月27日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を八千代銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、八千代銀行が、上記定時株主総会の決議の日（平成26年6月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

東京都民銀行

議決権の行使の方法としては、平成26年6月27日開催予定の定時株主総会及び東京都民銀行の普通株式の株主による種類株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、東京都民銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会又は種類株主総会に関する代理権を証明する書面を、東京都民銀行に提出する必要があります。）。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、上記定時株主総会又は種類株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、東京都民銀行に平成26年6月26日午後5時までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、上記定時株主総会及び種類株主総会ともに、法定の通知期限までに、東京都民銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、東京都民銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

八千代銀行

議決権の行使の方法としては、平成26年6月27日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、八千代銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、八千代銀行に提出する必要があります。）。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、上記定時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、八千代銀行に平成26年6月26日午後5時15分までに到着するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、八千代銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、八千代銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

省略

(2) 省略

（訂正後）

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

東京都民銀行

東京都民銀行の普通株式の株主が、その有する東京都民銀行の普通株式につき、東京都民銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年6月27日開催された定時株主総会及び東京都民銀行の普通株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を東京都民銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会及び種類株主総会において本株式移転に反対し、東京都民銀行が、上記定時株主総会及び種類株主総会の決議の日（平成26年6月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

八千代銀行

八千代銀行の普通株式の株主が、その有する八千代銀行の普通株式につき、八千代銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年6月27日開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を八千代銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、八千代銀行が、上記定時株主総会の決議の日（平成26年6月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

東京都民銀行

議決権の行使の方法としては、平成26年6月27日開催された定時株主総会及び東京都民銀行の普通株式の株主による種類株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、東京都民銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会又は種類株主総会に関する代理権を証明する書面を、東京都民銀行に提出する必要があります。）。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、上記定時株主総会又は種類株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、東京都民銀行に平成26年6月26日午後5時までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、上記定時株主総会及び種類株主総会ともに、法定の通知期限までに、東京都民銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、東京都民銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

八千代銀行

議決権の行使の方法としては、平成26年6月27日開催された定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、八千代銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、八千代銀行に提出する必要があります。）。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、上記定時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、八千代銀行に平成26年6月26日午後5時15分までに到着するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、八千代銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、八千代銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

省略

(2) 省略

7【組織再編成に関する手続】

（訂正前）

- (1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法
- 本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、東京都民銀行においては八千代銀行の、八千代銀行においては東京都民銀行の最終事業年度に係る計算書類等の内容、八千代銀行においては、会社法第810条の規定により株式移転について異議を述べることができる債権者がある場合の本株式移転効力発生日以後における共同持株会社の債務の履行の見込みに関する事項を記載した書面を、両行の本店に平成26年6月10日よりそれぞれ備え置く予定であります。その他に、東京都民銀行又は八千代銀行の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき、又は上記書面の備置の開始日以降、本株式移転効力発生日までの間に上記書面の記載事項に変更が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

中略

- (2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成26年3月31日	定時株主総会に係る基準日（両行） 普通株主による種類株主総会に係る基準日（東京都民銀行）
平成26年5月2日	経営統合契約書及び株式移転計画書承認取締役会（両行）
平成26年5月2日	経営統合契約書締結及び株式移転計画書作成（両行）
平成26年6月27日（予定）	株式移転計画承認定時株主総会（両行）
平成26年6月27日（予定）	株式移転計画承認種類株主総会（東京都民銀行）
平成26年9月26日（予定）	東京証券取引所上場廃止日（両行）
平成26年10月1日（予定）	当社設立登記日（本株式移転効力発生日）
平成26年10月1日（予定）	当社株式上場日

但し、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両行で協議の上、日程を変更する場合があります。

- (3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
東京都民銀行

東京都民銀行の普通株式の株主が、その有する東京都民銀行の普通株式につき、東京都民銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年6月27日開催予定の定時株主総会及び東京都民銀行の普通株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を東京都民銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会及び種類株主総会において本株式移転に反対し、東京都民銀行が、上記定時株主総会及び種類株主総会の決議の日（平成26年6月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

八千代銀行

八千代銀行の普通株式の株主が、その有する八千代銀行の普通株式につき、八千代銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年6月27日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を八千代銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、八千代銀行が、上記定時株主総会の決議の日（平成26年6月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

八千代銀行の新株予約権付社債に付された新株予約権に係る新株予約権者が、その有する八千代銀行の新株予約権につき、八千代銀行に対して会社法808条に定める新株予約権買取請求権を行使するためには、八千代銀行が、上記定時株主総会の決議の日（平成26年6月27日）から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の数を明らかにするとともに、併せて、会社法第808条第2項の規定に従い、新株予約権付社債についての社債を買い取ることを請求する必要があります。

（訂正後）

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、東京都民銀行においては八千代銀行の、八千代銀行においては東京都民銀行の最終事業年度に係る計算書類等の内容、八千代銀行においては、会社法第810条の規定により株式移転について異議を述べる事ができる債権者がある場合の本株式移転効力発生日以後における共同持株会社の債務の履行の見込みに関する事項を記載した書面を、両行の本店に平成26年6月10日よりそれぞれ備え置いております。その他に、東京都民銀行又は八千代銀行の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき、又は上記書面の備置の開始日以降、本株式移転効力発生日までの間に上記書面の記載事項に変更が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

中略

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成26年3月31日	定時株主総会に係る基準日（両行）
	普通株主による種類株主総会に係る基準日（東京都民銀行）
平成26年5月2日	経営統合契約書及び株式移転計画書承認取締役会（両行）
平成26年5月2日	経営統合契約書締結及び株式移転計画書作成（両行）
平成26年6月27日	株式移転計画承認定時株主総会（両行）
平成26年6月27日	株式移転計画承認種類株主総会（東京都民銀行）
平成26年9月26日（予定）	東京証券取引所上場廃止日（両行）
平成26年10月1日（予定）	当社設立登記日（本株式移転効力発生日）
平成26年10月1日（予定）	当社株式上場日

但し、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両行で協議の上、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
東京都民銀行

東京都民銀行の普通株式の株主が、その有する東京都民銀行の普通株式につき、東京都民銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年6月27日開催された定時株主総会及び東京都民銀行の普通株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を東京都民銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会及び種類株主総会において本株式移転に反対し、東京都民銀行が、上記定時株主総会及び種類株主総会の決議の日（平成26年6月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

八千代銀行

八千代銀行の普通株式の株主が、その有する八千代銀行の普通株式につき、八千代銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年6月27日開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を八千代銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、八千代銀行が、上記定時株主総会の決議の日（平成26年6月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

八千代銀行の新株予約権付社債に付された新株予約権に係る新株予約権者が、その有する八千代銀行の新株予約権につき、八千代銀行に対して会社法808条に定める新株予約権買取請求権を行使するためには、八千代銀行が、上記定時株主総会の決議の日（平成26年6月27日）から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の数を明らかにするとともに、併せて、会社法第808条第2項の規定に従い、新株予約権付社債についての社債を買い取ることを請求する必要があります。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

2【沿革】

（訂正前）

- 平成26年5月2日 両行は、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、本株式移転により共同で当社を設立することについて合意に達し、両行取締役会において本株式移転に係る株式移転計画書の作成及び経営統合契約書の締結を決議いたしました。
- 平成26年6月27日 東京都民銀行は、その定時株主総会及び東京都民銀行の普通株式の株主による種類株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議する予定であります。
- 平成26年6月27日 八千代銀行は、その定時株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議する予定であります。
- 平成26年10月1日 両行が株式移転の方法により当社を設立する予定であります。また、当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定であります。

なお、完全子会社となる両行の沿革につきましては、両行の有価証券報告書（両行について、それぞれ平成25年6月27日提出）をご参照ください。

（訂正後）

- 平成26年5月2日 両行は、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、本株式移転により共同で当社を設立することについて合意に達し、両行取締役会において本株式移転に係る株式移転計画書の作成及び経営統合契約書の締結を決議いたしました。
- 平成26年6月27日 東京都民銀行は、その定時株主総会及び東京都民銀行の普通株式の株主による種類株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議いたしました。
- 平成26年6月27日 八千代銀行は、その定時株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議いたしました。
- 平成26年10月1日 両行が株式移転の方法により当社を設立する予定であります。また、当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定であります。

なお、完全子会社となる両行の沿革につきましては、両行の有価証券報告書（両行について、それぞれ平成26年6月27日提出）をご参照ください。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の業績等の概要につきましては、両行の有価証券報告書（両行について、それぞれ平成25年6月27日提出）、東京都民銀行の四半期報告書（平成25年8月7日、平成25年11月15日及び平成26年2月12日提出）及び八千代銀行の四半期報告書（平成25年8月9日、平成25年11月19日及び平成26年2月12日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の業績等の概要につきましては、両行の有価証券報告書（両行について、それぞれ平成26年6月27日提出）をご参照ください。

3【対処すべき課題】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の対処すべき課題につきましては、両行の有価証券報告書（両行について、それぞれ平成25年6月27日提出）、東京都民銀行の四半期報告書（平成25年8月7日、平成25年11月15日及び平成26年2月12日提出）及び八千代銀行の四半期報告書（平成25年8月9日、平成25年11月19日及び平成26年2月12日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の対処すべき課題につきましては、両行の有価証券報告書（両行について、それぞれ平成26年6月27日提出）をご参照ください。

5【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる東京都民銀行は、平成26年2月20日開催の取締役会において、以下のとおり新本店移転を前提とした固定資産の取得を決議し、同日に契約を締結いたしました。

1. 取得の理由

昭和41年竣工の現在の本店建物から首都圏を地盤とする東京都民銀行にふさわしい新拠点に移転することで、今まで以上に充実した金融サービスを提供し、より一層社会に貢献できる体制を築くことを目的とします。

2. 取得する固定資産の概要

（所在地） 東京都港区南青山三丁目176番外

（敷地面積） 1,916.79㎡

また、当社の完全子会社となる両行のその他の経営上の重要な契約等につきましては、両行の有価証券報告書（両行について、それぞれ平成25年6月27日提出）、東京都民銀行の四半期報告書（平成25年8月7日、平成25年11月15日及び平成26年2月12日提出）及び八千代銀行の四半期報告書（平成25年8月9日、平成25年11月19日及び平成26年2月12日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の経営上の重要な契約等につきましては、両行の有価証券報告書（両行について、それぞれ平成26年6月27日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照ください。

6【研究開発活動】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の研究開発活動につきましては、両行の有価証券報告書（両行について、それぞれ平成25年6月27日提出）、東京都民銀行の四半期報告書（平成25年8月7日、平成25年11月15日及び平成26年2月12日提出）及び八千代銀行の四半期報告書（平成25年8月9日、平成25年11月19日及び平成26年2月12日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の研究開発活動につきましては、両行の有価証券報告書（両行について、それぞれ平成26年6月27日提出）をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、両行の有価証券報告書（両行について、それぞれ平成25年6月27日提出）、東京都民銀行の四半期報告書（平成25年8月7日、平成25年11月15日及び平成26年2月12日提出）及び八千代銀行の四半期報告書（平成25年8月9日、平成25年11月19日及び平成26年2月12日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、両行の有価証券報告書（両行について、それぞれ平成26年6月27日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

（訂正前）

(1) 省略

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる両行の設備投資等の概要につきましては、両行の有価証券報告書（両行について、それぞれ平成25年6月27日提出）、東京都民銀行の四半期報告書（平成25年8月7日、平成25年11月15日及び平成26年2月12日提出）及び八千代銀行の四半期報告書（平成25年8月9日、平成25年11月19日及び平成26年2月12日提出）をご参照ください。

（訂正後）

(1) 省略

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる両行の設備投資等の概要につきましては、両行の有価証券報告書（両行について、それぞれ平成26年6月27日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

（訂正前）

(1) 省略

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる両行の主要な設備の状況につきましては、両行の有価証券報告書（両行について、それぞれ平成25年6月27日提出）、東京都民銀行の四半期報告書（平成25年8月7日、平成25年11月15日及び平成26年2月12日提出）及び八千代銀行の四半期報告書（平成25年8月9日、平成25年11月19日及び平成26年2月12日提出）をご参照ください。

（訂正後）

(1) 省略

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる両行の主要な設備の状況につきましては、両行の有価証券報告書（両行について、それぞれ平成26年6月27日提出）をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

5【役員の状況】

(訂正前)

平成26年10月1日に就任を予定している当社の役員の状況は、以下の通りであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する東京 都民銀行の普 通株式数 (2) 所有する八千 代銀行の普通 株式数 (3) 割り当てら れる当社の普通 株式数
代表取締役 会長		酒井 勲	昭和20年2月28日生	昭和43年4月 八千代信用金庫入庫 平成5年6月 株式会社八千代銀行 総合企画部長 平成10年6月 同行 取締役 総合企画部長 平成13年5月 同行 取締役 (総合企画部担当) 平成13年6月 同行 常務取締役 平成15年4月 同行 常務取締役企画本部長 平成16年6月 同行 専務取締役 平成18年4月 同行 専務取締役 平成19年6月 同行 取締役副頭取 平成22年6月 同行 取締役頭取 (現職) (秘書室・経営監査部担当)	(注) 2	(1) - 株 (2) 8,300株 (3) 8,300株
代表取締役 社長		柿崎 昭裕	昭和30年11月18日生	昭和54年4月 株式会社東京都民銀行入行 平成14年7月 同行 玉川学園支店長 兼 成瀬台出張所長 平成16年7月 同行 大森支店長 平成18年4月 同行 財務企画部副部長 平成18年7月 同行 参与 財務部長 平成19年6月 同行 取締役 執行役員 財務部長 平成20年7月 同行 取締役 執行役員 経営企画部長 平成21年6月 同行 取締役 常務執行役員 経営企画部長 平成22年6月 同行 常務取締役 経営企画部長 平成23年7月 同行 常務取締役 経営本部長 平成24年6月 同行 取締役頭取 (現職)	(注) 2	(1) 6,516株 (2) - 株 (3) 2,410株
取締役		小林 功	昭和21年3月19日生	昭和43年4月 株式会社東京都民銀行入行 平成8年7月 同行 参与 人事部長 平成9年6月 同行 取締役 人事部長 平成9年10月 同行 取締役 融資管理第二部長 平成11年10月 同行 取締役 審査管理本部副部長 平成12年7月 同行 取締役 与信コスト圧縮 担当執行役 員 融資管理統括部長 平成12年10月 同行 取締役 与信コスト圧縮 担当執行役 員 審査企画部長 平成13年7月 同行 取締役 執行役員 神田支店長 平成14年5月 同行 取締役 執行役員 営業本部長 平成15年6月 同行 常務取締役 常務執行役員 営業本部 長 平成16年7月 同行 常務取締役 常務執行役員 管理本部 長 平成17年6月 同行 専務取締役 専務執行役員 管理本部 長 平成17年7月 同行 専務取締役 専務執行役員 融資審査 本部長 平成18年6月 同行 専務取締役 専務執行役員 経営管理 本部長 兼 融資審査本部長 平成18年7月 同行 専務取締役 平成19年6月 同行 取締役副頭取 平成20年6月 同行 取締役頭取 平成24年6月 同行 取締役会長 (現職)	(注) 2	(1) 20,500株 (2) - 株 (3) 7,585株
取締役		高橋 一之	昭和27年9月14日生	昭和52年4月 八千代信用金庫入庫 平成13年5月 株式会社八千代銀行 総合企画部長 平成15年4月 同行 経営企画部長 平成18年4月 同行 執行役員 頭取付 平成18年6月 同行 執行役員 淵野辺支店長 平成20年4月 同行 執行役員 人事部長 平成20年6月 同行 取締役 人事部長 平成21年6月 同行 常務取締役 平成24年6月 同行 専務取締役 (現職) (総務部担当)	(注) 2	(1) - 株 (2) 5,300株 (3) 5,300株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する東京都民銀行の普通株式数 (2) 所有する八千代銀行の普通株式数 (3) 割り当てられる当社の普通株式数
取締役		田原 宏和	昭和31年 1月17日生	昭和53年 4月 平成14年 4月 平成16年 4月 平成17年10月 平成18年 4月 平成20年 6月 平成22年 4月 平成22年 6月 平成24年 6月 八千代信用金庫入庫 株式会社八千代銀行 古淵支店長 同行 八丁堀支店長 同行 経営企画部副部長 同行 執行役員 経営企画部長 同行 取締役 経営企画部長 同行 取締役（総務・市場金融部担当） 同行 常務取締役 同行 専務取締役（現職） （経営企画部担当）	(注) 2	(1) - 株 (2) 6,240株 (3) 6,240株
取締役		坂本 隆	昭和32年 6月15日生	昭和55年 4月 平成13年 6月 平成16年 7月 平成18年 7月 平成19年 7月 平成21年 6月 平成21年 6月 平成23年 4月 平成23年 6月 平成23年 7月 平成24年 6月 平成24年 7月 株式会社東京都民銀行入行 同行 茅場町支店長 同行 日本橋支店長 同行 融資審査企画部長 同行 参与 融資審査部長 同行 取締役 執行役員 融資審査部長 同行 取締役 執行役員 融資審査本部長 同行 取締役 執行役員 融資審査本部長 兼 融資管理部長 同行 常務取締役 融資審査本部長 同行 常務取締役 融資本部長 同行 専務取締役 融資本部長 同行 専務取締役 営業本部長（現職）	(注) 2	(1) 4,400株 (2) - 株 (3) 1,628株
取締役		味岡 桂三	昭和32年 4月25日生	昭和56年 4月 平成16年 6月 平成19年 8月 平成21年 6月 平成23年 5月 平成23年 6月 平成24年 6月 平成24年 7月 日本銀行入行 同行 大分支店長 同行 金融機構局参事役 同行 金沢支店長 株式会社東京都民銀行入行 同行 執行役員 同行 執行役員 日本橋支店長 同行 常務取締役 日本橋支店長 同行 常務取締役 事務・システム本部長（現職）	(注) 2	(1) 1,700株 (2) - 株 (3) 629株
取締役		鈴木 健二	昭和29年12月 7日生	昭和53年 4月 平成15年 4月 平成19年 4月 平成20年 4月 平成21年 6月 平成22年 4月 平成22年 6月 八千代信用金庫入庫 株式会社八千代銀行 人事部長 同行 執行役員 人事部長 同行 執行役員 烏山支店長 同行 取締役 烏山支店長 同行 取締役（人事・事務統括・電算部担当） 同行 常務取締役（現職） （コンプライアンス統括・人事・事務システム部担当）	(注) 2	(1) - 株 (2) 4,500株 (3) 4,500株
取締役		佐藤 明夫	昭和41年 2月 4日生	平成 9年 4月 平成15年 3月 平成17年 6月 平成19年 3月 平成19年 6月 平成20年 3月 平成20年12月 平成24年 1月 平成25年 6月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 佐藤総合法律事務所 開設 株式会社アミューズ 社外監査役 GMOホスティング&セキュリティ株式会社（現：GMOクラウド株式会社） 社外監査役（現職） インフォテリア株式会社 社外監査役（現職） 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス 社外監査役（現職） GMOペイメントゲートウェイ株式会社 社外取締役（現職） GMOクリックホールディングス株式会社 社外取締役（現職） 株式会社東京都民銀行 社外監査役（現職）	(注) 2	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する東京 都民銀行の普 通株式数 (2) 所有する八千 代銀行の普通 株式数 (3) 割り当てられ る当社の普通 株式数
取締役		三浦 隆治	昭和43年 5月 5日生	平成7年11月 中央監査法人入所（後に、合併により中央 青山監査法人に名称変更） 平成13年 3月 金融庁監督局総務課金融危機対応室課長補 佐として出向（平成15年10月、同監査法人 に復職） 同 退所 平成16年10月 公認会計士開業 リーガル・アソシエイツ株式会社 パート ナー 同 退任 平成18年 7月 L・A・コンサルティング株式会社 取締 役（現職） 平成23年 6月 株式会社八千代銀行 社外監査役（現職） 平成24年 6月 青梅信用金庫員外監事（現職）	(注) 2	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株
監査役		多田 和則	昭和23年 3月25日生	昭和45年 4月 八千代信用金庫入庫 平成 6年 4月 株式会社八千代銀行 新百合ヶ丘支店長 平成 8年10月 同行 久米川支店長 平成12年 4月 同行 資産査定室長 平成13年 5月 同行 経営監査部長 平成15年 4月 同行 執行役員 営業推進部長 平成16年 4月 同行 執行役員 営業推進第一部長 平成16年 6月 同行 取締役 営業推進第一部長 平成17年 4月 同行 常務取締役 平成17年 4月 同行 常務取締役管理本部長 平成18年 4月 同行 常務取締役 平成22年 6月 同行 監査役（現職）	(注) 4	(1) - 株 (2) 3,000株 (3) 3,000株
監査役		片山 寧彦	昭和28年 7月28日生	昭和51年 4月 株式会社東京都民銀行入行 平成 7年10月 同行 戸田支店長 平成 9年10月 同行 総合企画部副部長 平成11年 7月 同行 経営企画部副部長 平成14年 4月 同行 人事・経営企画部副部長 平成14年 7月 同行 経営企画部副部長 平成17年 7月 同行 参与 経営企画部関連事業室長 平成23年 6月 同行 常勤監査役（現職）	(注) 4	(1) 4,351株 (2) - 株 (3) 1,609株
監査役		稲葉 喜子	昭和41年 9月28日生	平成 5年10月 センチュリー監査法人（現新日本有限責任 監査法人）入所 平成11年 7月 金融監督庁検査部（現金融庁検査局）に転 籍 平成13年 7月 新日本監査法人（現新日本有限責任監査法 人）に復職 平成17年 9月 同法人退職、同年10月公認会計士事務所開 業 平成19年 7月 株式会社P A S（現株式会社はやぶさコン サルティング）設立、同代表取締役（現 職） 平成21年 9月 株式会社東京国際会計設立、同代表取締役 （現職） 平成22年11月 はやぶさ監査法人設立、同代表社員（現 職）	(注) 4	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株
監査役		東道 佳代	昭和45年 5月 4日生	平成 9年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成14年 1月 光和総合法律事務所 入所 同事務所 パートナー（現職） 平成20年10月 東京地方裁判所民事調停官（非常勤裁判 官）（現職）	(注) 4	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株
補欠監査 役 （社外）		遠藤 賢治	昭和40年 5月 5日生	平成10年 3月 最高裁判所司法研修所卒業 平成10年 4月 弁護士登録（東京弁護士会） 平成11年 3月 石原総合法律事務所入所 平成20年 1月 遠藤法律事務所開業（現職）	(注) 4	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する東京都民銀行の普通株式数 (2) 所有する八千代銀行の普通株式数 (3) 割り当てられる当社の普通株式数
補欠監査役 (社外)		宮村 百合子	昭和31年7月1日生	昭和54年7月 昭和58年10月 昭和63年7月 平成元年12月 平成2年3月 平成14年1月 平成20年6月	丸紅株式会社入社 有限会社カイリンクス 入社 株式会社開不動産研究所 入社 税理士資格取得 本郷公認会計士事務所（現：辻・本郷税理士法人）入所 税理士登録 辻・本郷税理士法人 理事（現職）	(注) 4	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株
合計							(1) 37,467株 (2) 27,340株 (3) 41,201株

- (注) 1 取締役 佐藤明夫、三浦隆治は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 取締役の任期は、平成26年10月1日である当社の設立日より、平成27年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 3 監査役 稲葉喜子、東道佳代は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 4 監査役の任期は、平成26年10月1日である当社の設立日より、平成30年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 5 所有する東京都民銀行又は八千代銀行の株式数は、平成26年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。よって、当社が設立される日の直前までに、所有する両行の株式数及び割り当てられる当社の株式数は変動することがあります。
- 6 役名及び職名は、本届出書提出日現在において予定されている役職名を記載しております。

(訂正後)

平成26年10月1日に就任を予定している当社の役員の状況は、以下の通りであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する東京都民銀行の普通株式数 (2) 所有する八千代銀行の普通株式数 (3) 割り当てられる当社の普通株式数
代表取締役会長		酒井 勲	昭和20年2月28日生	昭和43年4月 平成5年6月 平成10年6月 平成13年5月 平成13年6月 平成15年4月 平成16年6月 平成18年4月 平成19年6月 平成22年6月 八千代信用金庫入庫 株式会社八千代銀行 総合企画部長 同行 取締役 総合企画部長 同行 取締役(総合企画部担当) 同行 常務取締役 同行 常務取締役企画本部長 同行 専務取締役企画本部長 同行 専務取締役 同行 取締役副頭取 同行 取締役頭取(現職) (秘書室・経営監査部担当)	(注) 2	(1) - 株 (2) 8,300株 (3) 8,300株
代表取締役社長		柿崎 昭裕	昭和30年11月18日生	昭和54年4月 平成14年7月 平成16年7月 平成18年4月 平成18年7月 平成19年6月 平成20年7月 平成21年6月 平成22年6月 平成23年7月 平成24年6月 株式会社東京都民銀行入行 同行 玉川学園支店長 兼 成瀬台出張所長 同行 大森支店長 同行 財務企画部副部長 同行 参与 財務部長 同行 取締役 執行役員 財務部長 同行 取締役 執行役員 経営企画部長 同行 取締役 常務執行役員 経営企画部長 同行 常務取締役 経営企画部長 同行 常務取締役 経営本部長 同行 取締役頭取(現職)	(注) 2	(1) 6,516株 (2) - 株 (3) 2,410株
取締役		小林 功	昭和21年3月19日生	昭和43年4月 平成8年7月 平成9年6月 平成9年10月 平成11年10月 平成12年7月 平成12年10月 平成13年7月 平成14年5月 平成15年6月 平成16年7月 平成17年6月 平成17年7月 平成18年6月 平成18年7月 平成19年6月 平成20年6月 平成24年6月 平成26年6月 株式会社東京都民銀行入行 同行 参与 人事部長 同行 取締役 人事部長 同行 取締役 融資管理第二部長 同行 取締役 審査管理本部副部長 同行 取締役 与信コスト圧縮 担当執行役員 融資管理統括部長 同行 取締役 与信コスト圧縮 担当執行役員 審査企画部長 同行 取締役 執行役員 神田支店長 同行 取締役 執行役員 営業本部長 同行 常務取締役 常務執行役員 営業本部長 同行 常務取締役 常務執行役員 管理本部長 同行 専務取締役 専務執行役員 管理本部長 同行 専務取締役 専務執行役員 融資審査本部長 同行 専務取締役 専務執行役員 経営管理本部長 兼 融資審査本部長 同行 専務取締役 同行 取締役副頭取 同行 取締役頭取 同行 取締役会長 同行 相談役(現職)	(注) 2	(1) 20,500株 (2) - 株 (3) 7,585株
取締役		高橋 一之	昭和27年9月14日生	昭和52年4月 平成13年5月 平成15年4月 平成18年4月 平成18年6月 平成20年4月 平成20年6月 平成21年6月 平成24年6月 八千代信用金庫入庫 株式会社八千代銀行 総合企画部長 同行 経営企画部長 同行 執行役員 頭取付 同行 執行役員 淵野辺支店長 同行 執行役員 人事部長 同行 取締役 人事部長 同行 常務取締役 同行 専務取締役(現職) (総務部担当)	(注) 2	(1) - 株 (2) 5,300株 (3) 5,300株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する東京 都民銀行の普 通株式数 (2) 所有する八千 代銀行の普通 株式数 (3) 割り当てられ る当社の普通 株式数
取締役		田原 宏和	昭和31年1月17日生	昭和53年4月 八千代信用金庫入庫 平成14年4月 株式会社八千代銀行 古淵支店長 平成16年4月 同行 八丁堀支店長 平成17年10月 同行 経営企画部副部長 平成18年4月 同行 執行役員 経営企画部長 平成20年6月 同行 取締役 経営企画部長 平成22年4月 同行 取締役（総務・市場金融部担当） 平成22年6月 同行 常務取締役 平成24年6月 同行 専務取締役（現職） （経営企画部担当）	(注) 2	(1) - 株 (2) 6,240株 (3) 6,240株
取締役		坂本 隆	昭和32年6月15日生	昭和55年4月 株式会社東京都民銀行入行 平成13年6月 同行 茅場町支店長 平成16年7月 同行 日本橋支店長 平成18年7月 同行 融資審査企画部長 平成19年7月 同行 参与 融資審査部長 平成21年6月 同行 取締役 執行役員 融資審査部長 平成21年6月 同行 取締役 執行役員 融資審査本部長 平成23年4月 同行 取締役 執行役員 融資審査本部長 兼 融資管理部長 平成23年6月 同行 常務取締役 融資審査本部長 平成23年7月 同行 常務取締役 融資本部長 平成24年6月 同行 専務取締役 融資本部長 平成24年7月 同行 専務取締役 営業本部長 平成26年6月 同行 取締役副頭取 営業本部長（現職）	(注) 2	(1) 4,400株 (2) - 株 (3) 1,628株
取締役		味岡 桂三	昭和32年4月25日生	昭和56年4月 日本銀行入行 平成16年6月 同行 大分支店長 平成19年8月 同行 金融機構局参事役 平成21年6月 同行 金沢支店長 平成23年5月 株式会社東京都民銀行入行 同行 執行役員 平成23年6月 同行 執行役員 日本橋支店長 平成24年6月 同行 常務取締役 日本橋支店長 平成24年7月 同行 常務取締役 事務・システム本部長 平成26年6月 同行 専務取締役 事務・システム本部長 （現職）	(注) 2	(1) 1,700株 (2) - 株 (3) 629株
取締役		鈴木 健二	昭和29年12月7日生	昭和53年4月 八千代信用金庫入庫 平成15年4月 株式会社八千代銀行 人事部長 平成19年4月 同行 執行役員 人事部長 平成20年4月 同行 執行役員 烏山支店長 平成21年6月 同行 取締役 烏山支店長 平成22年4月 同行 取締役（人事・事務統括・電算部担 当） 平成22年6月 同行 常務取締役（現職） （コンプライアンス統括・人事・事務シ ステム部担当）	(注) 2	(1) - 株 (2) 4,500株 (3) 4,500株
取締役		佐藤 明夫	昭和41年2月4日生	平成9年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 平成15年3月 佐藤総合法律事務所 開設 平成17年6月 株式会社アミューズ 社外監査役 平成19年3月 G M Oホスティング&セキュリティ株式会 社（現：G M Oクラウド株式会社） 社外 監査役（現職） 平成19年6月 インフォテリア株式会社 社外監査役（現 職） 平成20年3月 株式会社ポーラ・オルビスホールディング ス 社外監査役（現職） 平成20年12月 G M Oペイメントゲートウェイ株式会 社 社外取締役（現職） 平成24年1月 G M Oクリックホールディングス株式会 社 社外取締役（現職） 平成25年6月 株式会社東京都民銀行 社外監査役	(注) 2	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する東京 都民銀行の普 通株式数 (2) 所有する八千 代銀行の普通 株式数 (3) 割り当てられ る当社の普通 株式数
取締役		三浦 隆治	昭和43年5月5日生	平成7年11月 中央監査法人入所（後に、合併により中央 青山監査法人に名称変更） 平成13年3月 金融庁監督局総務課金融危機対応室課長補 佐として出向（平成15年10月、同監査法人 に復職） 同 退所 平成16年10月 公認会計士開業 リーガル・アソシエイツ株式会社 パート ナー 同 退任 平成18年7月 L・A・コンサルティング株式会社 取締 役（現職） 平成23年6月 株式会社八千代銀行 社外監査役 平成24年6月 青梅信用金庫員外監事（現職） 平成26年6月 株式会社八千代銀行 社外取締役（現職）	(注) 2	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株
監査役		多田 和則	昭和23年3月25日生	昭和45年4月 八千代信用金庫入庫 平成6年4月 株式会社八千代銀行 新百合ヶ丘支店長 平成8年10月 同行 久米川支店長 平成12年4月 同行 資産査定室長 平成13年5月 同行 経営監査部長 平成15年4月 同行 執行役員 営業推進部長 平成16年4月 同行 執行役員 営業推進第一部長 平成16年6月 同行 取締役 営業推進第一部長 平成17年4月 同行 常務取締役 平成17年4月 同行 常務取締役管理本部長 平成18年4月 同行 常務取締役 平成22年6月 同行 監査役	(注) 4	(1) - 株 (2) 3,000株 (3) 3,000株
監査役		片山 寧彦	昭和28年7月28日生	昭和51年4月 株式会社東京都民銀行入行 平成7年10月 同行 戸田支店長 平成9年10月 同行 総合企画部副部長 平成11年7月 同行 経営企画部副部長 平成14年4月 同行 人事・経営企画部副部長 平成14年7月 同行 経営企画部副部長 平成17年7月 同行 参与 経営企画部関連事業室長 平成23年6月 同行 常勤監査役	(注) 4	(1) 4,351株 (2) - 株 (3) 1,609株
監査役		稲葉 喜子	昭和41年9月28日生	平成5年10月 センチュリー監査法人（現新日本有限責任 監査法人）入所 平成11年7月 金融監督庁検査部（現金金融庁検査局）に転 籍 平成13年7月 新日本監査法人（現新日本有限責任監査法 人）に復職 平成17年9月 同法人退職、同年10月公認会計士事務所開 業 平成19年7月 株式会社PAS（現株式会社はやぶさコン サルティング）設立、同代表取締役（現 職） 平成21年9月 株式会社東京国際会計設立、同代表取締役 （現職） 平成22年11月 はやぶさ監査法人設立、同代表社員（現 職） 平成26年6月 株式会社八千代銀行 社外監査役（現職） 平成26年6月 株式会社東和銀行 社外取締役（現職）	(注) 4	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株
監査役		東道 佳代	昭和45年5月4日生	平成9年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成14年1月 光和総合法律事務所 入所 同事務所 パートナー（現職） 平成20年10月 東京地方裁判所民事調停官（非常勤裁判 官）（現職）	(注) 4	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する東京都民銀行の普通株式数 (2) 所有する八千代銀行の普通株式数 (3) 割り当てられる当社の普通株式数
補欠監査役 (社外)		遠藤 賢治	昭和40年5月5日生	平成10年3月 平成10年4月 平成11年3月 平成20年1月	最高裁判所司法研修所卒業 弁護士登録(東京弁護士会) 石原総合法律事務所入所 遠藤法律事務所開業(現職)	(注)4	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株
補欠監査役 (社外)		宮村 百合子	昭和31年7月1日生	昭和54年7月 昭和58年10月 昭和63年7月 平成元年12月 平成2年3月 平成14年1月 平成20年6月	丸紅株式会社入社 有限会社カイリンクス 入社 株式会社開不動産研究所 入社 税理士資格取得 本郷公認会計士事務所(現:辻・本郷税理士法人)入所 税理士登録 辻・本郷税理士法人 理事(現職)	(注)4	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株
合計							(1) 37,467株 (2) 27,340株 (3) 41,201株

- (注) 1 取締役 佐藤明夫、三浦隆治は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 取締役の任期は、平成26年10月1日である当社の設立日より、平成27年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 3 監査役 稲葉喜子、東道佳代は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 4 監査役の任期は、平成26年10月1日である当社の設立日より、平成30年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 5 所有する東京都民銀行又は八千代銀行の株式数は、平成26年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。よって、当社が設立される日の直前までに、所有する両行の株式数及び割り当てられる当社の株式数は変動することがあります。
- 6 役名及び職名は、本届出書提出日現在において予定されている役職名を記載しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（訂正前）

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

～ 省略

社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役の佐藤明夫氏は、当社の完全子会社となる東京都民銀行の社外監査役に就任しておりますが、平成26年6月27日付で東京都民銀行の社外監査役を退任される予定であります。佐藤明夫氏が代表を務める佐藤総合法律事務所には、東京都民銀行が必要に応じて業務に係る法律相談を行っております。社外取締役の三浦隆治氏は、当社の完全子会社となる八千代銀行の社外監査役に就任しておりますが、平成26年6月27日付で八千代銀行の社外監査役を退任される予定であります。社外取締役と当社との間には特別な利害関係はありません。

社外監査役の東道佳代氏は、東京都民銀行の顧問弁護士であり、業務に係る通常法律相談を行っておりますが、平成26年6月26日付で東京都民銀行の顧問弁護士を辞任される予定であります。各社外監査役と当社との間には特別な利害関係はありません。

～ 省略

（２）省略

（訂正後）

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

～ 省略

社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役の佐藤明夫氏は、当社の完全子会社となる東京都民銀行の社外監査役に就任しておりましたが、平成26年6月27日付で東京都民銀行の社外監査役を退任されております。佐藤明夫氏が代表を務める佐藤総合法律事務所には、東京都民銀行が必要に応じて業務に係る法律相談を行っております。社外取締役の三浦隆治氏は、当社の完全子会社となる八千代銀行の社外監査役に就任しておりましたが、平成26年6月27日付で八千代銀行の社外監査役を退任されております。なお、三浦隆治氏は平成26年6月27日付で八千代銀行の社外取締役に就任しておりますが、平成26年9月30日付で八千代銀行の社外取締役に退任される予定であります。社外取締役と当社との間には特別な利害関係はありません。

社外監査役の東道佳代氏は、東京都民銀行の顧問弁護士であり、業務に係る通常法律相談を行っておりますが、平成26年6月26日付で東京都民銀行の顧問弁護士を辞任されております。社外監査役の稲葉喜子氏は、平成26年6月27日付で八千代銀行の社外監査役に就任しております。各社外監査役と当社との間には特別な利害関係はありません。

～ 省略

（２）省略

第5【経理の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の経理の状況につきましては、両行の有価証券報告書（両行について、それぞれ平成25年6月27日提出）、東京都民銀行の四半期報告書（平成25年8月7日、平成25年11月15日及び平成26年2月12日提出）及び八千代銀行の四半期報告書（平成25年8月9日、平成25年11月19日及び平成26年2月12日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の経理の状況につきましては、両行の有価証券報告書（両行について、それぞれ平成26年6月27日提出）をご参照ください。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

（訂正前）

（1）【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

東京都民銀行

事業年度 第91期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
平成25年6月27日関東財務局長に提出

八千代銀行

事業年度 第22期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
平成25年6月27日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

東京都民銀行

事業年度 第92期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）
平成25年8月7日関東財務局長に提出

事業年度 第92期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
平成25年11月15日関東財務局長に提出

事業年度 第92期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）
平成26年2月12日関東財務局長に提出

八千代銀行

事業年度 第23期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）
平成25年8月9日関東財務局長に提出

事業年度 第23期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
平成25年11月19日関東財務局長に提出

事業年度 第23期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）
平成26年2月12日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

東京都民銀行

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成26年6月9日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

平成25年7月2日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

平成25年10月10日関東財務局長に提出

八千代銀行

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成26年6月9日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

平成25年7月2日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

平成25年10月10日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

東京都民銀行

上記 記載の平成25年10月10日付臨時報告書の訂正報告書を平成26年5月2日付で関東財務局長に提出

八千代銀行

上記 記載の平成25年10月10日付臨時報告書の訂正報告書を平成26年5月2日付で関東財務局長に提出

（2）省略

（訂正後）

（１）【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

東京都民銀行

事業年度 第92期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
平成26年6月27日関東財務局長に提出

八千代銀行

事業年度 第23期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
平成26年6月27日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

東京都民銀行

該当事項はありません。

八千代銀行

該当事項はありません。

【臨時報告書】

東京都民銀行

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成26年7月2日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成26年7月2日関東財務局長に提出

八千代銀行

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成26年7月2日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成26年7月2日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

東京都民銀行

該当事項はありません。

八千代銀行

上記 記載の平成26年7月2日付臨時報告書の訂正報告書を平成26年7月2日付で関東財務局長に提出

（２）省略